

令和3年度の家賃について

同封の収入額等認定通知書は令和3年4月からの家賃額等が記載された重要な書類です。

⇒必ず目を通していただき記載内容のご確認をお願いいたします。不明な点は、下記問合せ先までご連絡ください。

家賃減免制度について

7月1日より、家賃減免基準が改正されました。

家賃減免基準

最新の市・県民税課税証明書に記載されている所得割額が世帯全員が0円であること。

減免申請書の添付書類

- ①水戸市営住宅減免申請書
- ②最新の市民税・県民税課税証明書（18才以上の入居者全員分）
- ③住民票（世帯全員分 ※本籍・続柄記載のもの）

※ただし、減免基準を満たしていても、次の世帯は減免承認ができません。

- ・家賃等を滞納している世帯（滞納解消に誠意が見られる場合は、この限りではありません。）
- ・法令等で定められた手続き（異動、同居、承継、収入申告等の申請・届出）を行っていない世帯

※生活保護世帯の場合は、上記基準とは別の基準となります。

減免基準に該当し、申請を希望される方は、下記問合せ先までお問合せください。

ベランダからの転落事故防止

令和2年9月に国土交通省より、『窓やベランダからの子どもの転落事故防止』の周知依頼がありました。
事故情報を消費者庁で分析したところ、①子どもの中でも3～4歳の転落事故が最も多い②2階からの転落でも、入院が必要と診断の事例が多い③窓が開いた部屋で子どもだけで遊んでいて、発生する事例が多いとのことでした。

- 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かない。
- 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないか定期的に点検。
- 窓や網戸には、子どもの手の届かない位置に補助錠をつける。など工夫しましょう！



お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター
〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

入居中のご相談等の連絡先は

TEL 029(297)8360

FAX 029(233)2424

修繕・退去に関する連絡先は

TEL 029(226)3300

平日受付時間は、8：30～17：15 その他夜間休日についての緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）緊急を要する事故等（火災・安否確認等）は、コールセンター0120-303-440にお願いします。

入居者アンケートの結果について

令和2年9月に入居者の一部を対象としたアンケートを実施した結果、市営みとだよりの認知度等が下記のとおりとなりました。今回の結果を参考に、今後の業務向上に努めてまいります。
ご協力ありがとうございました。（回答数123世帯）



市営みとだより認知度	知っている	知らない	未回答	
	50.4%	46.3%	3.3%	
分かりやすさ	分かりやすい	ふつう	分かりにくい	未回答
	44.2%	51.9%	1.9%	1.9%
コールセンター認知度	知っている	知らない	未回答	
	22.8%	74.8%	2.4%	

※当センターでは、平日の夜間（17：15～翌朝8：30）・土日・祝日の緊急連絡受付窓口を設置しています。
主な受付内容は、下記となります。ただし、お問合せ内容によっては、翌日以降の対応になる場合があります。

- 建物設備に関する緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）の受付～修繕の実施
- その他緊急を要する事故等（火災・安否確認等）の受付～対応

夜間・休日緊急連絡受付窓口  **0120(303)440**

家具類の転倒・落下・移動防止対策

近年の地震による負傷者の30～50%は、家具類の転倒・落下・移動が原因です。
年末年始にかけて、清掃を行うことが多くなるとは思いますが、これを機会に災害時に備えて室内を整えましょう。

●なるべく部屋に物を置かない

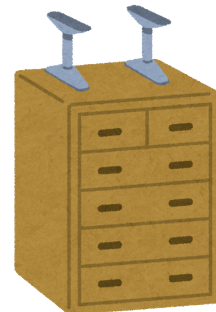
クローゼットなどに収納するなど、できる限り生活空間に家具類を置かないようにしましょう。

●避難経路を確保するためのレイアウト

ドアや廊下、避難経路をふさがないように、家具配置のレイアウトを工夫しましょう。

●転倒・落下・移動防止器具の使用

L型金具やポール式器具（突っ張り棒）など、転倒等の防止器具を設置し、家具類が地震で動かないよう対策をしましょう。※家具の転倒防止対策は、原状復帰義務の対象外



手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

NO	事 項	提出するもの	いつまでに？
1	子供が生まれた時	異動届と住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
	同居人が転居した時		
	名義人以外が亡くなった時		
	離婚をして名義人以外が転居した時		
2	親族等を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
3	離婚をして名義人が転居した時	承継入居承認申請書と関係書類	15日以内
	名義人が亡くなった時		
4	連帯保証人または緊急連絡先を変更する時	緊急連絡先（新規・変更）届出書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター（029-297-8360）へお問合せください。

※各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります。